

# 医心 伝心

## 新たに示された補聴器購入費用の 医療費控除手続

富山県医師会理事 大橋 直樹

伝音性難聴にせよ感音性難聴にせよ補聴器の助けを借りなければならぬ難聴の人は多い。とりわけ仕事をする中で聞き間違いがあったりすると、仕事に大変支障をきたす。また家庭内でも難聴だと十分なコミュニケーションが取れない場合もある。さらに老人にとっては友人との会話は孤立化を防ぐために重要で難聴の老人には補聴器は必要であろう。

難聴は身体障害に該当するほど高度の場合もあるし、軽症でも聞き間違えると事故につながりかねない場合や、仕事への評価にかかわる場合もある。また難聴が身体障害に該当し福祉制度から現金支給されて補聴器を購入する場合もあるし、また難聴が軽度で身体障害に該当しない場合に全額自費で購入する場合も有るであろう。どちらの場合も補聴器は高額であり、さらに両耳装用の場合にはほぼ倍の金額になる。購入代金は医療費控除の10万円をはるかに超える場合がほとんどであると思われる。これまでは購入代金が10万円を超えた場合には補聴器購入の領収書と“難聴の治療のために補聴器が必要である”という内容の医師の診断書の2通の書類があれば確定申告で医療費控除を受けられると言われていた。私は何人かにその旨説明したことがあったが、実際にこのような診断書を書いたことはなかった。

2018年に日本耳鼻咽喉科学会の福祉医療委員会からこの点を明確化した手続方法が作られ、富山

県では昨年12月の地方部会でその詳細が紹介された。それによれば、まず患者さんは補聴器相談医を受診し診察と検査を受ける。そのあと医師は新しく設けられた“補聴器適合に関する診療情報提供書(2018)”に純音聴力検査のデーターなどを記入する。この新しい情報提供書では以前のとは違い記入項目が簡素化された。その後患者さんはこの診療情報提供書を持ち補聴器販売店に行き十分な試聴の後、補聴器を購入することになる。補聴器販売店では必要な事項を追加し患者さんにそのコピーを渡す。患者さんはこのコピーと領収書を添えて確定申告をすると医療費控除が可能になる。なお“医師による診療や治療を受けるために補聴器が直接必要である”ことを明確にすることが必須であるので、診療情報提供書の項目5にチェックを付けることが必要であるとされる。明瞭な聴力は仕事、家庭、友人との付き合いなどで必要であるし、また難聴が認知症のリスクファクターの一つでもあると報告されているので、この診療情報提供書の果たす役割は大きいと思われる。なおこの診療情報提供書は今のところ保険請求はできない。